

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、 児童生徒に対するきめ細かな対応等について

広島県教育委員会

1 はじめに

性同一性障害に係る児童生徒やいわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。

そのため、各学校においては、「自殺総合対策大綱」(平成 24 年 8 月 28 日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進する必要があります。

さらに、管理職や学級担任を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラー等が協力し、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるなど、教育相談体制を確立するとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携し、児童生徒の心情に十分配慮した対応を行うことが重要です。



2 用語について

(1) 性同一性障害

生物学的な性と性別に関する自己意識(以下「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第二条には「性同一性障害者」を、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」としています。

(2) 「性自認」と「性的指向」

「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であることを示す概念とされています。

Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

(3) LGBT

性自認、性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは、一般的に、次のことを指しています。

- L：女性の同性愛者 (Lesbian, レズビアン)
- G：男性の同性愛者 (Gay, ゲイ)
- B：両性愛者 (Bisexual, バイセクシュアル)
- T：こころの性とからだの性との不一致 (Transgender, トランスジェンダー)

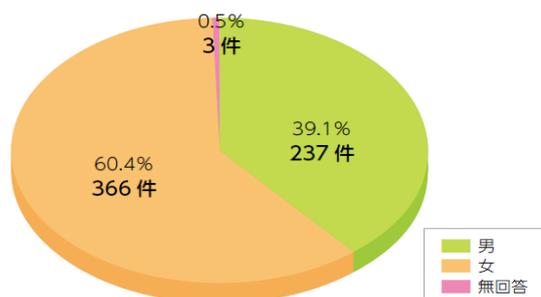
3 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

【文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(平成 26 年 6 月公表)に基づく】

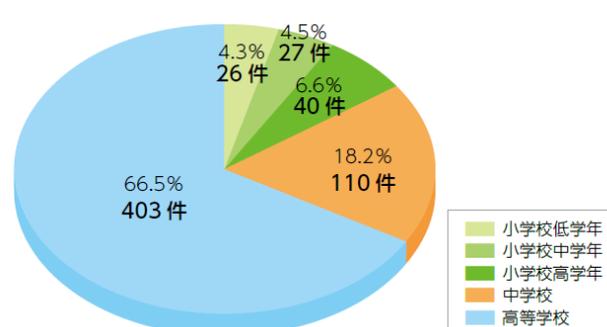
今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この件数は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。(文部科学省)

(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国で 606 件の報告がありました。

■ 戸籍上の性別

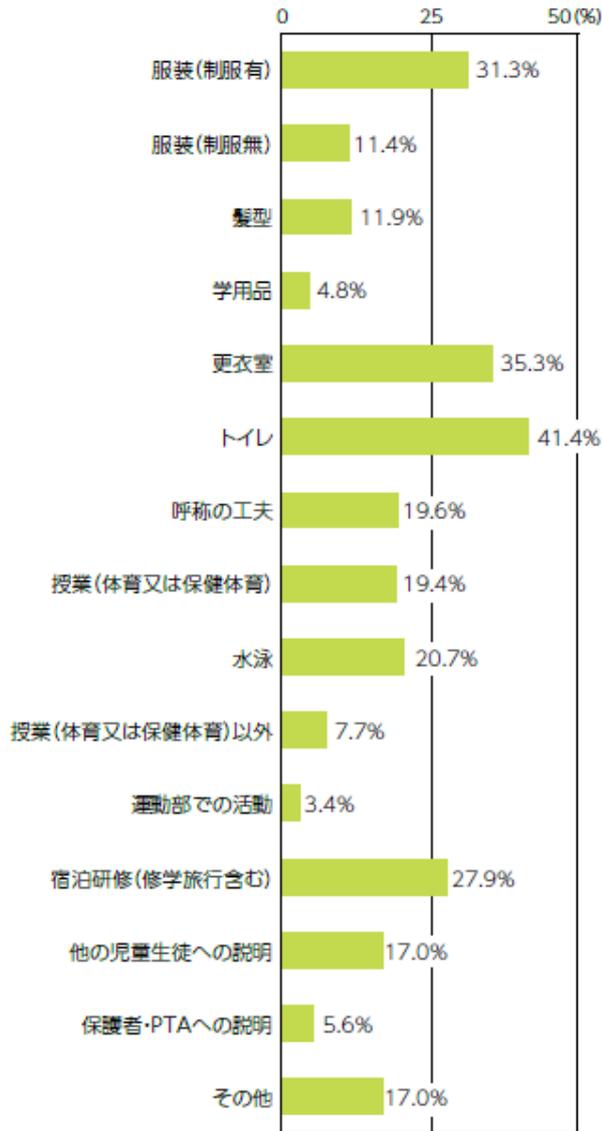


■ 学校段階



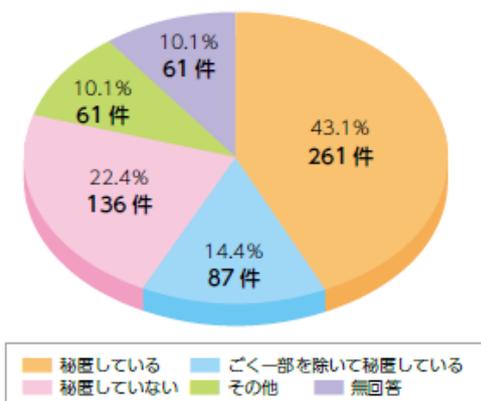
(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

■ 特別な配慮の状況（小中高等学校全体）



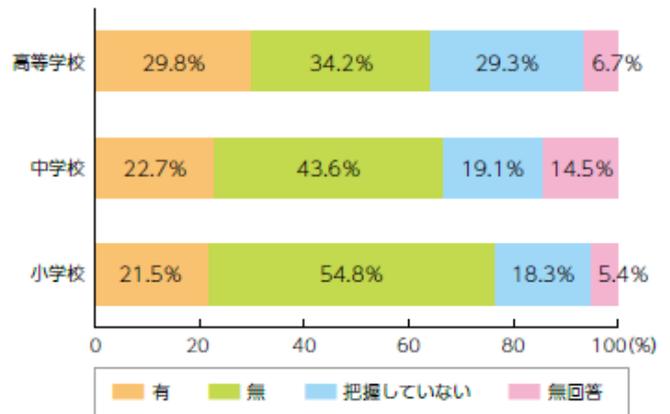
(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

■ 他の児童生徒や保護者に対する取扱い（秘匿の状況）



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多かった状況でした。

■ 性同一性障害としての診断の有無



4 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実について

学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でも、いじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。



性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするために、教職員は児童生徒の思いを受け止めるに当たって次の点などに留意する必要があります。

(1) 「性的マイノリティ」とされるすべての児童生徒が対象であること

教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

(2) 相談体制等

ア 相談しやすい環境づくり

性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えることが大切です。

イ 教職員の姿勢

教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎まなければならぬことは言うまでもありません。例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等をしていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられます。



また、教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要です。

(3) 支援体制等

ア 組織的な支援

性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めます。

イ 情報の共有

教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有し、チームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し、理解を得つつ、取組を進めます。

5 医療機関との連携について

医療機関による診断や助言は、学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要です。

(1) 専門的な医療機関

我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門

医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられます。

G I D学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」（平成27年2月24日付け）が公開されています。
（参考URL）
<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

(2) 連携に当たっての留意点

最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては、具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

コラム

性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

【性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）】文部科学省

6 学校生活での各場面での支援について

学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

全国の学校では学校生活での各場面における支援として、次（※）に示すような取組が行われてきたところです。こうした支援の事例を参考にするとともに、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進めることが大切です。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

7 当事者である児童生徒の保護者との連携について

保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要で



す。保護者が受容していない場合も、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減するとともに、いじめや不登校等生徒指導上の諸問題の未然防止を進めることを目的として保護者と十分話し合い、

可能な支援を行うことが大切です。

8 卒業証明書等について

指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応することが大切です。

関係機関一覧表（教育相談窓口等）

- 24時間子供SOSダイヤル（全国）
0120-0-78310（24時間いつでも）
- いじめダイヤル24（広島県）
082-420-1313
月～金曜日 午前9時～午後7時
（この他の時間や休日は留守番電話に録音できます。）
- 心のふれあい相談室
082-428-7110
月～金曜日 午前9時～午後4時
- こころのそうだん室
084-925-3040
火曜日と水曜日 午前10時～午後5時
- ヤングテレホン広島（広島県警）
082-228-3993（24時間いつでも）
- 広島いのちの電話
082-221-4343（24時間いつでも）
- 子どもの人権110番（広島法務局）
0120-007-110
月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
（この他の時間や休日は留守番電話に録音できます。）
- こどもでんわそうだん（広島弁護士会）
090-5262-0874
月～金曜日 午後4時～午後7時
（休：祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆前後）
- ひろしまチャイルドライン
（18歳までのこどもがかけられる電話）
0120-99-7777
毎日 午後4時～午後9時
- 広島県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島）
082-884-1051
月～金曜日 午前9時～17時
- エソール広島（公益財団法人広島男女共同参画財団）
082-207-3130
毎週土曜日（祝日休み） 午前10時～16時

【参考文献】

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）平成28年4月 文部科学省
- 法務省ホームページ 「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう」